

東海大学付属静岡翔洋小学校 「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめをなくしたい」これは、児童・保護者・教職員だけでなく、地域住民など全ての人の願いである。いじめをなくすためには、基本的な考えを皆で共有し、いじめの問題の予防と克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切である。

本校では、学園が掲げる教育の基本方針「人道主義に基づいた人格教育、人間教育」に則り、人権教育に重点を置いた教育に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識の元に、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめ防止に対する基本的な考え方

本校は6年間の小学校生活での体験活動を通して、本校児童としてのプライドを持ち、生きる力（自分の未来は自分で切り拓く力）を身につけるために様々なことに挑戦するとともに、友達を認め合い、思いやりながら、学校教育目標「自立できる子ども」の達成に向けて教育活動を行っている。ゆえに、学校と家庭は「自立できる子ども」を育てるという同じ目標に向かって協力し合い、未来を担うたくましい児童を育てることが共通の使命である。

「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの児童にも起こり得る」という認識を持ち、学校の内外を問わず全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校が一丸となって取り組んでいく。また、全ての児童の尊厳を高めていくために、学校、家庭、その他の関係者との連携の下、未然防止、早期発見、早期的・組織的対応などに全力で取り組み、いじめの問題を克服することを目指す。

2. いじめ防止のための取り組み

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

いじめの防止等のための基本的な方針（P.4）より

（平成25年10月11日、文部科学省大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<具体的ないじめの態様>

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

上記の様態から分かるように、いじめには、多様な形があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定したり、表現できなかつたり、気付いていなかたりする場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子、周りの状況をきめ細かく観察するなどして確認する。

(2) 教職員による指導

教職員は、日頃から、いじめに関する具体的な指導上の留意点などについて各種会議や研修等にて周知を図り、共通理解を図る。

- ・児童が「いじめ」について考える機会を道徳の授業などで設ける。
- ・少人数学級の良さを活かし、一人ひとりの個性を認め、個々の尊厳を大切にす。
- ・互いを認め合い、思いやり支え合える学級集団の構築、正しく温かい言語環境の整った集団づくりを目指し、学級経営の充実を図る。
- ・すべての児童に分かる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図ることによって、学ぶ喜びや達成感、充実感を持てるよう努める。
- ・児童の友人関係や生活の様子、個々の特性等の情報を教職員間で共有し、児童の実態等を配慮した組織的な指導と支援体制を整える。
- ・日常から児童の話に耳を傾け、表情などの観察などを通して、児童理解に努める。
- ・小日記や家庭連絡帳などから児童や保護者の思いや悩みを理解し、個々に寄り添った対応ができるよう努める。
- ・年度末から年度始めにおいて、児童の情報や指導の経過、保護者への対応等を確実に次の学級担任に引き継ぎ、継続的な指導につなげる。

【いじめ未然防止のための主な取り組み】

<校内研修や各種会議>

- ・学年打ち合わせ
- ・学年団会議
- ・分掌会議
- ・担任／専科部会
- ・教科会議
- ・企画運営会議
- ・職員会議
- ・成績会議における各学期の学級経営の反省

<個別面談や教育相談>

- ・各学期末の保護者面談
- ・参観懇談会

<学校行事>

- ・運動会や学習発表会などの全校行事
- ・全校集会（講話、縦割り集会、お弁当集会、バス集会など）
- ・野外活動教室（学年団ごと）
- ・避難訓練（幼稚園児と小学生の訓練）

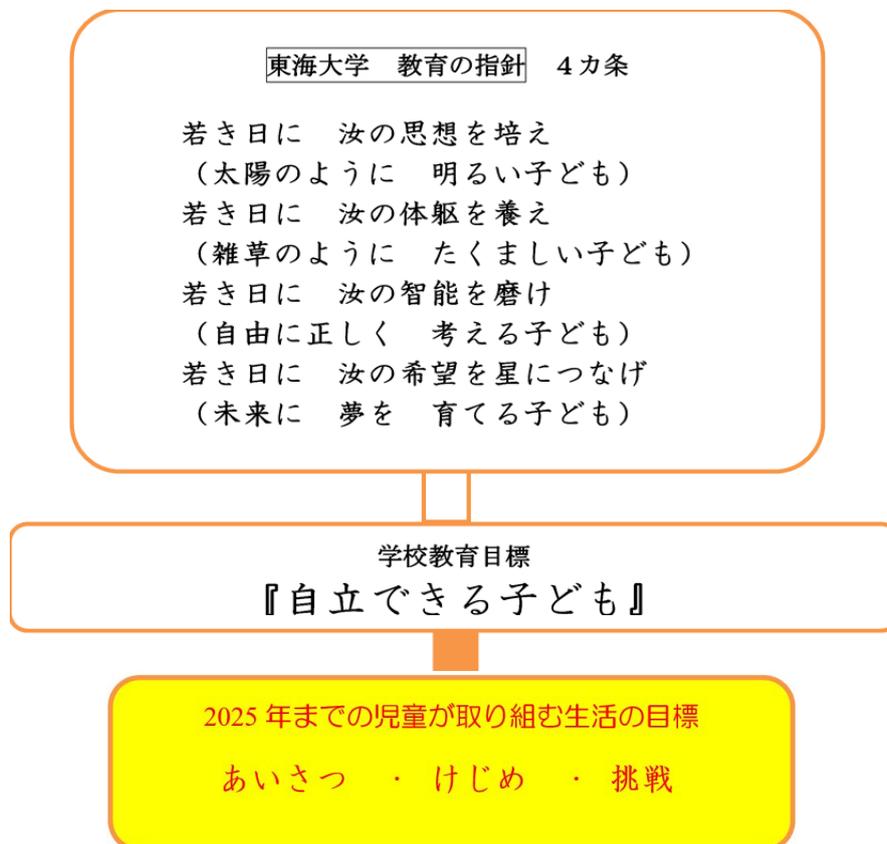
<授業>

- ・道徳（教科書など）
- ・特活（個人目標の設定と反省、学年目標の反省、児童会目標の反省、定期的な調査など）

（3）児童に培う力とその取り組み

①児童に培う力

本校は東海大学の教育機関として、教育の指針4カ条に通ずる学校教育目標とその下部にあたる目標が設定されている。児童は、各学年で達成すべき目標に向かい努力し、卒業時には「自立できる子ども」として上級学校への進学を目標とする。



- ・自分も他人もかけがえのない存在であることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- ・発達段階に応じたコミュニケーション能力を育む。
- ・善悪の判断をし、善いことを認める雰囲気を作り、進んで行動しようとする姿勢を培う。
- ・感情をコントロールしたり、悩みを相談できる場所を見つけたりし、ストレスに適切に対処できる力を身につける。

②その他の取り組み

- ・東海大学のスケールメリットを活かした活動（環境教育、洋上教室等）を通して、好奇心や探求心を培うと同時に、生命への尊厳について学ぶ。
- ・学校教育目標「自立できる子ども」を達成するために6年間のどの学年でも野外活動教室が実施される。本活動のねらいは、学校教育目標に準拠した各学年の〔個人の目標〕・〔集団の中での目標〕がベースとなり、個々の心身の成長のみならず、集団の育成も図ることである。

（４）いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）

いじめの防止などに取り組むために、次の組織を置く。この組織は、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立し、学校の設置者とも適切な連携を市、実態に応じた対策を推進する。

【校内いじめ対策委員】

- a. 校内いじめ対策委員：校長、教頭、教頭補佐、教務主任、研究主任、児童指導主任、高学年主任、中学年主任、低学年主任、健康推進室長、養護教諭
- b. 校外関係者：PTA 会長、学校関係者評価委員（東海大学 海洋学部 教授など）
- c. 専門家：スクールカウンセラー
- d. 学園本部（学校法人 東海大学 初等中等教育課）

本組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

（５）児童の主体的な取り組み

- ・「いじめ」とは何なのかを考え、児童が持つ偏見を捨てさせる。
- ・学級活動や委員会・アフタースクール活動、学年毎に行う行事、学年団毎の野外活動教室などを通して、児童が自主的に行動する場面でいじめについて考える機会を設ける。

（６）保護者や地域との連携

- ・保護者や同じキャンパス内の人々、地域住民に対して、児童の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに本校に連絡してもらえるように連携を図る。
- ・学校報「おれんじだより」や「学年だより」、「本校ホームページ」等を利用し、教育方針、児童のあらわれ等の情報を家庭や地域に発信し、本校が目指す教育に対する理解と協力を得る。
- ・家庭環境調査や家庭訪問、各学期末の保護者面談等を通して、児童の家庭環境について理解し、各家庭との協力関係を築く。
- ・インターネットを使いたいじめに代表される新しい種類のいじめに対する認識を広める講演会を実施する。
- ・PTA役員や自治会などと児童の情報を交換すると共に、日頃からの連携を深めておく。

3. 早期発見のあり方

（１）見えにくいいじめを早期に発見するための具体的な対応

早期発見のための手立てとして、教職員は児童の些細な変化も見逃さない観察力が求められる。特にいじめのサインは、いじめを受けている児童といじめている児童の両方から出ている場合が多い。問題行動にいたるまでの「普段とは異なるサイン」を見逃さないことが大切である。

【早期発見のためのチェック項目】

- ① 日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。
 - ・日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。
 - ・理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。
 - ・落ち着きがない、おどおどしている等の様子がないか。
- ② 学級の雰囲気注目する。
 - ・学級全体に無気力感が漂ってないか。
 - ・一部の児童に権力が集中し、相互の対立や享樂的な雰囲気になっていないか。
 - ・素直に自分を表現できているか。
- ③ 他の児童と比べて違った言動や表情に注目する。
 - ・グループを作るときに、いつも最後まで残っている児童はいないか。
 - ・友だちからの挨拶や言葉がけが少ない児童はいないか。

④ 特定の児童への対応の違いに注目する。

- ・一緒に遊んでいる友だちに、異常なほどの気遣いをしていないか。
- ・特定の児童が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。

①～④にあげられるように、教職員は児童の様子を観察したり、色々な情報を積極的に収集したりして、児童を客観的に理解する方法等が考えられる。授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、児童の様子に注意をはらうようにする。また、毎日書いている小日記や保健室利用回数、保護者からの連絡ノートによる家庭での様子等を通して、情報を積極的に収集するようにする。

本校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、児童や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。また、日頃からアンケート調査を実施するなど、積極的にいじめの発見に努めるようにする。地域においては、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合などは、すぐに家庭や学校に連絡するなどの連携を取っていく。

(2) 相談窓口などの組織体制

いじめに対して学級担任一人で対応すると、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあるため、いじめを発見した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。

- ・基本的に学級担任・学年主任が相談に当たる。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。その場合は、健康推進室室長を通して行い、児童の問題把握に努める。

(3) 保護者との連携について

児童を取り巻く大人達が、いつでも児童の相談に応じることができるような雰囲気作り、組織作りが必要である。そのためには、学校・家庭・スクールカウンセラーが連携する体制を作る。学級担任と保護者は強い信頼関係のもと、児童を守り抜く環境を整える。

4. いじめに対する措置（早期的対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認と報告・相談

<日常から気をつける点>

日頃から、悪ふざけや些細なけんかでも「いじめではないか」と疑うスタンスに立ち、その場での指導（行為を止めさせ、事実確認）を行う。行為が悪質な場合は、指導後、管理職や児童指導主任への報告を行う。必要に応じて、保護者への連絡を入れたり、来校を依頼したりする。

<教職員がいじめの発見や通報を受けた場合>

速やかに全教職員に周知し、「校内いじめ対策委員会」を中心とし、組織的な対応をとる。この場合、決して一部の教職員のみで対応してはならない。

<児童や保護者からいじめの発見や通報を受けた場合>

いじめられた側に共感すると共に、傾聴の姿勢で内容を聴き取る。事実関係が不明瞭な初期段階は、いじめられた側やいじめを通報してきた児童の安全を確保する。

<いじめた側の児童への指導>

指導により、いじめの事実を認め、反省をしている児童へは、校内いじめ対策委員を中心に面談などを通して、該当児童の更正を目指す。しかし、指導上必要な指導を行っても十分な効果が見られない場合には、その原因を分析し専門機関と連携し、対応を図る。

<いじめが犯罪行為にあたりと判断された場合>

いじめられた側や在校生を守ることを大前提とし、専門機関や警察署などと連携し、より強い対応が必要となる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が及ぼされる懸念のあるケースでは、直ちに警察署に報告し、適切な法的手段をとる。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・いじめの発見や通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」のメンバーに報告をし、委員会は組織的に対応を開始する。委員会メンバーを中心に、関係児童から事情を聞き取り、事実を把握する。事実を元に、いじめの事実の有無を判断する。事実確認の結果は、校長を中心に委員会での指導の手順・担当者などを決定する。また、このことを東海大学初等中等教育課に速やかに報告する。
- ・委員会で調査した内容や今後の指導方針は、いじめの被害者・加害者の保護者にも継続的に経過報告を行う。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

<被害児童>

- ・学級担任など、もっとも信頼関係ができてきている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てる。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。

<被害児童の保護者>

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が中心となって取り組み、解決策の状況についても、学校での様子などを定期的に報告する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

<加害児童>

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさ

せる指導を行う。

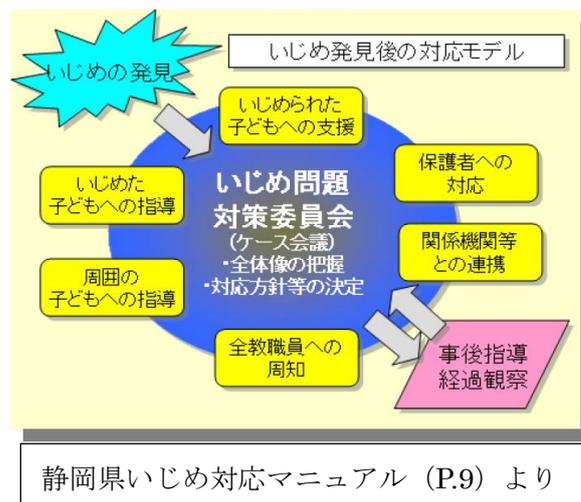
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

<加害児童の保護者>

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が中心になって取り組み、解決策の状況についても、学校での様子などを定期的に報告する。

(5) 集団への働きかけ

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。



(6) ネットいじめへの対応 等

簡単にいじめができ、教職員や保護者が気付きにくく、増加傾向にある。現在では小学生にも影響がでており、ネットによるいじめへの対応が問題化している。本校では、高学年とその保護者を対象に『携帯安全教室』を年1回実施し、インターネットの使用上の注意やマナーについて学ぶ機会を設けている。しかし、児童が SNS や掲示板等への誹謗・中傷の書き込みなどで人権侵害行為を行った場合は以下のように指導する。

- ・掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、人権の侵害行為であることを毅然とした態度で指導する。
- ・誹謗・中傷の書き込みを行うことは犯罪であり、警察に検挙、補導されるものであることを正しく伝え指導する。
- ・SNS や掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあることを再確認し、保護者と今後の利用方法の話し合いを持つ等を通して、再発防止に取り組む。

5. 重大事態への対応

(1) 調査組織【いじめ問題対策委員】の設置(法28条①:必置)

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当(年間30日を目安)の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、重大事態への対処、発生防止に資するため、次頁<組織の編成>の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法による重大事案にかかわる事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

<組織の編成>

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者で組織を編成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の 公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 校内の連絡・報告体制

- a. 発見者・通報を受けた教職員
- b. 校内いじめ対策委員会
- c. スクールカウンセラー
- d. 被害者・加害者の保護者
- e. 校外関係者：PTA 会長、学校評価委員
- f. 学園本部（学校法人 東海大学 初等中等教育課）

(3) 重大事態の報告

- ・静岡県私学振興課・静岡県知事・法人本部（初等中等教育課）へ事態発生について報告する。
- ・校内いじめ対策委員会を基幹として、静岡県私学振興課・静岡県知事・法人本部（初等中等教育課）と協議し、該当事態に対処する組織を再設置する。
- ・いじめを受けた児童とその保護者への情報提供をする。

(4) 外部機関との連絡 等

- ・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ静岡県私学振興課と連携を取りながら進めていく。
- ・静岡県こころの緊急サポートチーム（CTR）・静岡市緊急サポートチームの専門的支援にも要請し、指導を仰ぐことも考慮する。

6. 教育相談体制・児童指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・学級担任、児童指導主任、健康推進室などの連携により、教育相談体制を機能させる。教育相談を担当する教職員は、児童がいつでも相談できる雰囲気作りを心がけ、日頃から児童理解に努める。
- ・個人アンケートを児童や保護者に実施して、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(2) 児童指導体制と活動計画

- ・本校の教育目標である「自立できる子ども」を達成するために、日常的な児童指導に加えて以下の取り組みを行う。
 - 全校集会：各月に1回実施。校長と児童指導部員による講話をする。
 - 縦割り集会：全校を6班に編成をし、異学年同士の活動を行う。
 - 各種式典：児童指導による長期休暇前の過ごし方の指導を行う。
- ・この指導方針の共有、組織的指導を常に意識して、指導・支援に当たる。

7. 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の活かし方等に関する研修計画

- ・各種会議（職員会議・企画運営会議・分掌会議・教科会議・学年団会議・担任／専科部会）を各月に設け、児童指導に係わる情報交換を行い、教職員が児童理解に努める。
- ・教職員が自身の人権感覚センサーを鋭く磨き上げるとともに、様々な人権問題に対する認識力と自己啓発力、行動力の向上を図る。
- ・道徳、特活、総合的な学習の時間を通して、学校目標「自立できる子ども」の達成に向けた教育活動を行う。
- ・全教職員が各種会議を通して得た児童のあらわれや個人や集団の背景を理解しながら、いじめの問題の未然防止に努める。

8. 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、教育目標や学校改革の達成を把握すると同時に児童指導に関する項目も取り扱う。特に、いじめ問題に対して本校がどのように取り組んだかを評価し、改善に努める。

(2) 保護者との連絡

- ・学年懇談会、学校報、学年便りなどで、本校のいじめ問題に対する基本方針を周知する。
- ・学校・学級担任と保護者間に強い信頼関係が生まれるよう、日頃から些細なことでも家庭と連絡を取る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル

- ・常に組織的な対応によるいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底する。各学期に取り組み状況を児童の視点に立って客観的に振り返り、改善を図っていく。
- ・年度初めには、職員会議などで本校の「いじめ防止基本方針」の読み合わせを行うことで、教職員が気を引き締めていじめ防止に当たる姿勢を作る。
- ・年度末には、職員会議において、いじめ問題への対応や組織運営について成果と課題を確認しながら、改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

(4) 地域や家庭との連携

いじめ防止基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校報「おれんじだより」、保護者面談などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。PTA 役員会や評議員会、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

以上